

消防予第 42 号
平成 9 年 3 月 6 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

空調用蓄熱槽水を消防用水として使用する場合の取扱いについて

近年、建築物の基礎部分を利用して、空調用の冷温水を蓄えるための水槽(以下「空調用蓄熱槽」という。)が、省エネルギーの観点等から設置されるようになってきている。

空調用蓄熱槽は、一般に水量が大きいものであり、空調用蓄熱槽に蓄えられている水(以下「空調用蓄熱槽水」という。)については、平常時ののみならず火災等の災害時における有効利用が望まれているところである。

このような状況を踏まえ、空調用蓄熱槽水を消防用水として使用する場合の取扱いについて下記のとおりとりまとめたので、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもよろしく御指導願いたい。

記

1 空調用蓄熱槽水の温度及び水質について

消防用水として使用される空調用蓄熱槽水の温度及び水質については、次によること。

- (1) 温度は、概ね 40°C 以下であること。
- (2) 水質は、原水を上水道水とする等消防活動上支障のないものであること。

2 空調用蓄熱槽水の水量について

消防用水は、消防活動中において同一箇所から採水できることが望ましいことから、消防用水として利用できる空調用蓄熱槽水の水量は、消防用水として必要とされる量以上の量であること。

3 空調用蓄熱槽の設備について

(1) 地盤面下に設けられている空調用蓄熱槽のうち、その設けられている地盤面から深さ 4.5m を超える部分の水を消防用水として使用するものについては、採水管(地盤面の高さまで空調用蓄熱槽水を採水するための配管をいう。以下同じ。)及び非常電源を附置した加圧送水装置を設けること。

(2) 吸管投入孔及び採水管の取水部分は、空調用蓄熱槽の部分のうち水温の低い部分に設けること。

- (3) 採水口(採水管端部の消防用ホースと結合するための口をいう。以下同じ。)は、消防ポンプ自動車が2m以内に接近することができる位置に設けること。
- (4) 吸管投入孔及び採水口の付近には、見やすい箇所に次の事項を掲示すること。
 - ア 消防用水である旨
 - イ 採水可能水量
 - ウ 注意事項
- (5) 空調用蓄熱槽からの採水又は採水後の充水により、当該空調用蓄熱槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするために、必要な措置が講じられていること。

4 他の水源との共用について

空調用蓄熱槽水を消火設備の水源又は指定消防水利として使用する場合には、それぞれの目的に必要な水量が常時確保されているとともに、それぞれの使用に支障を生じないように必要な措置が講じられていること。

5 その他

空調用蓄熱槽を備えた大規模・高層の防火対象物、防災拠点となる防火対象物等については、防火安全上の観点から、消防用水の整備と併せて、必要に応じて空調用蓄熱槽水を消防用水等として有効利用できるよう措置されていることが望ましいこと。